

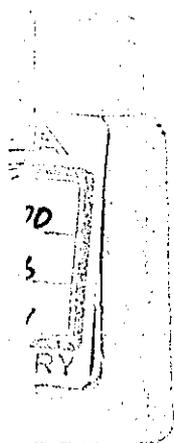
V

JOCV

事業概要

1977

青年海外協力隊事務局

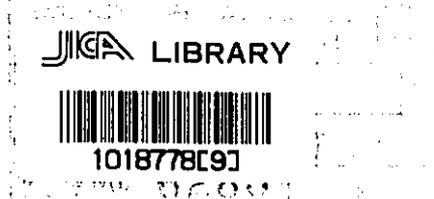


国際協力事業団

受入 月日	'84. 5. 25	000
登録No.	07802	36
		JV

目 次

国際協力事業団の設立、その背景と経緯	1
設立の背景—国際社会の最大の課題「南北問題」	1
設立の経緯—国際協力政府機関の統合	2
青年海外協力隊の意義	4
目的と意義	4
設立の事情と現状	5
国際協力事業団・協力隊の機構	6
国際協力事業団機構図	6
青年海外協力隊事務局機構図	8
青年海外協力隊の機構	9
協力隊の予算	11
海外協力隊事業運営のあらまし	12
資 料	13
1. 国際協力事業団法（抜粋）	13
2. 国際協力事業団業務方法書（抜粋）	16
3. 役員・顧問名簿	20
4. 青年海外協力隊事業実施要項（案）	21
5. 青年海外協力隊隊員選考試験実施計画	24
6. 隊員の所属先に対する人件費補填基準	26
7. 隊員の所属先に対する間接経費の補填基準	31
8. 「派遣法」（抜粋）	38



9.	協力隊派遣前訓練計画（昭和52年度）	46
10.	協力隊員の派遣に関する取極	50
11.	派遣に関する契約書	55
12.	隊員の海外手当等に関する基準	60
13.	隊員の災害補償に関する基準	66
14.	隊員の共済給付に関する基準	71
15.	隊員派遣実績	77
16.	職種分類表	78
17.	派遣先世界図	80
18.	事務局所在地略図	81

国際協力事業団の設立、その背景と経緯

国際協力事業団は、昭和49年8月1日に、従来の海外技術協力事業団と海外移住事業団などを統合して、それらの業務を引き継ぐとともに、新たに開発途上国の社会開発ならびに農林・鉱工業の開発に協力する業務などを加えて、外務省所管の特殊法人として発足した。初代総裁には法眼晋作（元外務次官）が就任し、わが国の経済・技術協力を実施、推進する機関として、海外経済協力基金と並び立つ重要な機構となるにいたった。

以下にその背景と経緯を概説する。

1. 設立の背景——国際社会の最大の課題「南北問題」

世界の人口は40億人というが、主として北半球に位置する。わが国、欧米などの先進工業諸国の人口はその約20%にすぎず、大部分は南の開発途上の地域に住み、貧しさ、飢え、文盲に苦しんでいるのが現状である。一見最近資源問題が世界的に大きくクローズアップされているが、かけがえない地球上の資源を、どのようにして有効に利用し分け合って、人類全体の平和と繁栄をはかってゆくか、真剣に取り組まねばならない課題である。

ところが「南」の開発途上諸国と「北」の先進諸国との経済格差は、縮まるどころか、経済規模・基盤の違いや、北を2倍も上回る南の人口増加率のために、むしろ年々拡大する結果となっており、このような格差を是正し、地球全体の幸福を求めて、開発途上の国々への経済的、社会的発展に積極的に協力してゆくことが、わが国をはじめ先進諸国の責務になっている。この「南北問題」という今日の国際社会の最大の課題にとりくむた

め、国際連合は1970年代を「第2次国連開発の10年」とし、(1)経済協力の総額を、遅くとも75年までにGNP（国民総生産）の1%にするよう努力する、(2)70年代の半ばまでに政府開発援助がGNPの0.7%に達するよう努力する、(3)援助条件を緩和する、等の開発戦略を採択している。

わが国の経済協力は、総額では毎年増勢を続けてGNPの1%目標を上回っているが、相当部分を直接投資をはじめとする民間ベース協力に負っており、政府開発援助、すなわち政府が開発途上国の経済開発や福祉の増進のために、財政資金を使ってみずからの責任で供与する純然たる援助は近年、経済協力全体の20%前後（つまりGNPの0.2%前後）にすぎず、前記の国連の開発戦略目標に遠く及んでいない。政府開発援助の内容は、無償資金、技術協力、2国間政府貸付、国連機関への出資・拠出などであり、これらの拡大がわが国経済協力の大きな課題になっている。

2. 設立の経緯——国際協力政府機関の統合

わが国は、昭和29年にコロンボ計画（アジア地域の総合的な開発、援助計画）に加盟して以来、政府ベースによる専門家派遣、研修員受入れ等の諸事業が実施されてきたが、昭和37年に、アジアのみならず広く開発途上諸国に対する協力、援助を強化するため「海外技術協力事業団」が、法律による外務省所管の特殊法人として設立された。

また長い歴史をもつ海外移住が、戦後再開されたのは昭和27年であるが、いらい各府県を中心に行われてきた移住事業と、昭和30年に法律により設立された「日本海外移住振興株式会社」による事業資金貸付等の事業とを、海外移住審議会の答申に沿って一元化して、昭和38年に「海外移住事業団」が、外務省所管の特殊法人として設立された。

両事業団はそれぞれにわが国の、広く海外協力の政府機関として、事業

を拡充、発展させてきたが、昭和48年末、石油危機を契機として国際協力関係政府機関の統合、強化がとり上げられ、両事業団に開発途上諸国における産業開発の促進とこれら地域とわが国との貿易の振興を図るため昭和45年に設立された「財団法人海外貿易開発協会」をも加えて、国際協力事業団の発足をみるに至ったものである。

国際協力事業団法は、昭和49年5月31日法律第62号として公布され、前述の通り同年8月1日に発足した。事業団の業務内容は大別して次の5つの柱から成っている。

第1号業務——開発途上地域に対するいわゆる政府ベースの技術協力の業務を行うこと。

第2号業務——青年の海外協力活動を促進し助長するため、必要な業務を行うこと、すなわち青年海外協力隊の事業。

第3号業務——開発途上地域等の社会の開発たらしめに農林業及び鉱工業の開発に付随して必要となる関連施設の整備に必要な資金、開発事業に先行して行う試験的事業に必要な資金の供給及び技術の提供等の業務を行うこと。

第4号業務——中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行うこと。

第5号業務——技術協力のための人材の養成及び確保を行うこと。

事業団は、これらの相互に関連の深い業務を一体的に実施することにより、対外的にも国内的にも、政府の国際協力の総合的、効率的運営が一層推進されることが期待されている。

青年海外協力隊の意義

1 目的と意義

青年海外協力隊の活動は、アジア、アフリカ、中南米、南太平洋など、開発途上地域の国々で、その国の住民と一体となりながらその国づくりに協力する、青年の海外協力活動であって、志望し参加する青年が主役、国はこれを促進し、助長するという支援者の立場に立つ。

今日の日本をアジア、アフリカなどの人々から見れば、1億総ブルジョアに見えるであろうし、1人当りこれら地域住民の10倍も20倍もの資源を消費しているわれわれが資源資源と騒いでいるのも、かれらから見れば身勝手なこととして映ることであろう。人類の3分の2がそういう貧しい人人で占められているというのが地球上の現実である。

協力隊は、そういう人々の中に入って、かれらのことばで語り、かれらの心情を理解し、かれらのルールとリズムを尊重しながら、かれらの自助努力の道に力を添えるものである。

協力隊員の活動は、わが国に対する開発途上国からの派遣要請に基いて行われ、その募集、選考事務は、各都道府県の協力を得て、青年海外協力隊事務局（国際協力事業団所属）が所掌している。また派遣前訓練と任期2年の間の支援、指導業務も、同事務局とその現地スタッフによって行われる。

協力隊員は、現地生活費その他の経費について国の支援を受けるが、報酬の性格を持つ対価は受けないことになっている。

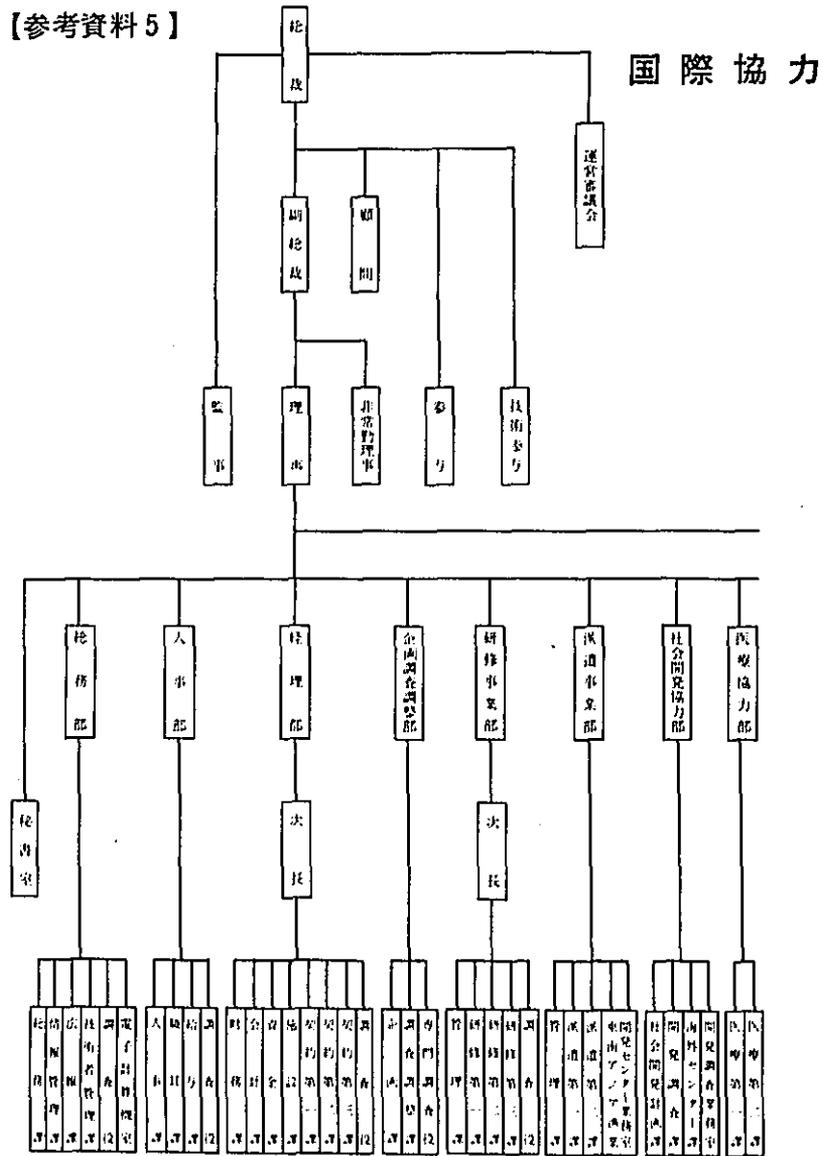
2 設立の事情と現状

昭和30年代に入って、前述したような技術協力拡充の動きと平行して、わが国における青年運動の中にも、国境を越えた人間交流を指向する動きが年々強まってきていた。このような推移を基盤にし、ニュー・フロンティアを掲げたアメリカの平和部隊の登場にも刺激されて、青年海外協力隊は誕生した。昭和40年4月、国際協力事業団の前身、海外技術協力事業団内に「日本青年海外協力隊事務局」が設置され、全国公募・選考・訓練を経て、初の協力隊員31名が同年12月から翌41年はじめにかけて、ラオス、カンボジア、マレーシア、フィリピンの4カ国に派遣された。

事業発足いらい、隊員の協力活動に対する開発途上諸国側の評価は、技量水準と住民への溶けこみという点で特に高く、派遣対象国と協力分野は、着実に拡大しつつある。昭和52年6月現在の派遣実績は、20カ国で2273名に達している。

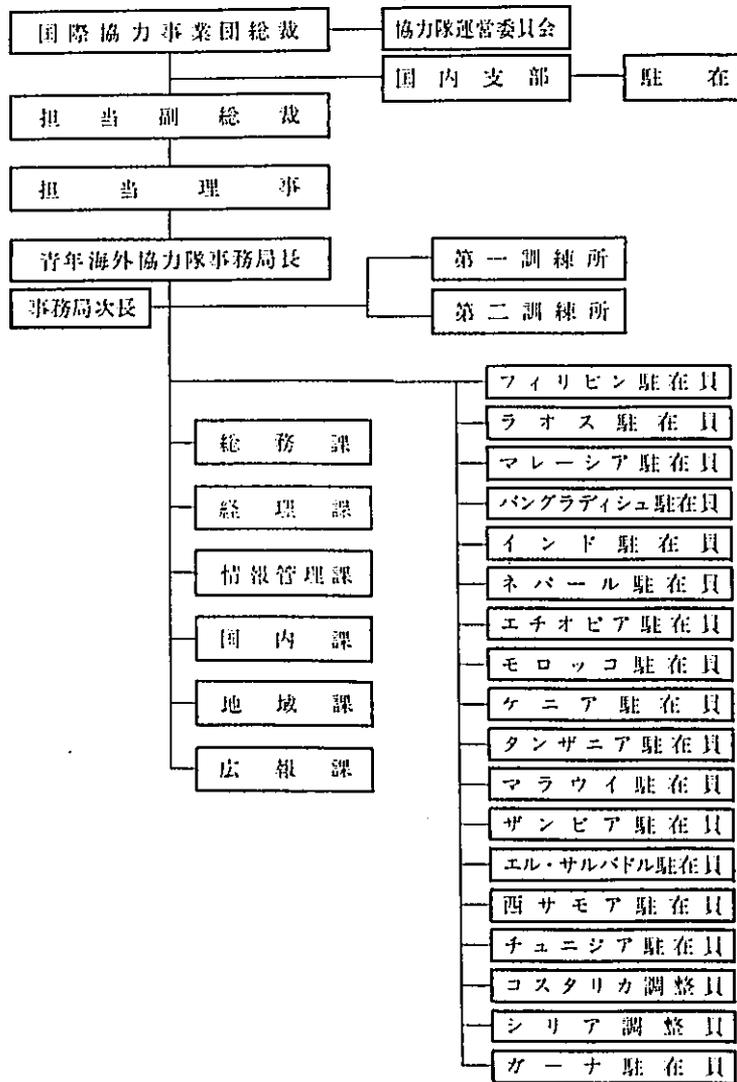
なお、昭和49年8月、国際協力事業団が発足するとともに、協力隊事業は、事業団法第21条（業務の範囲）の第2号業務として、引き続き青年海外協力隊事務局の所掌するところとなり、現在に至っている。

【参考資料5】



2 青年海外協力隊事務局機構図

(昭和52年6月1日現在)



青年海外協力隊の機構

1 組 織

青年海外協力隊事務局は、事務局及び附属機関から成る。その事務分掌は次のとおり。

(1) 事務局

イ 総務課

協力隊運営委員会、事務局の組織運営、総合調整、文書、電信、人事、給与、海外連絡事務所に関する事、診療室の運営、施設の運用及び営繕、財産・物品の管理に関する事並びに局内庶務

ロ 経理課

事務局の予算・決算・会計、隊員の手当、隊員の積立金、隊員支援経費、隊員の災害補償、共済制度、隊員の機材の調達輸送、在外会計機関の経理、公租・公課に関する事

ハ 情報管理課

情報の収集処理、統計の作成、分析、保存利用に関する事

ニ 国内課

募集、選考、組織対策、身分措置、帰国隊員に関する事

ホ 地域課

国別事業計画の企画立案調整、基本協定取極、要請調査の取りまとめ、応募相談、任国事情訓練、隊員の派遣、隊員の管理に関する事、シニア隊員制度に関する事

へ 広報課

広報資料の作成、啓発に関すること、機関紙の編集発行、展示会、映画会、講演会等に関すること

ト 青年海外協力隊訓練所

訓練計画の作成、訓練の実施および評価、隊員候補生の生活指導に関すること

なお、訓練施設として、宿泊施設、教室、語学研修室等の設備をもち、第一訓練所（広尾）、第二訓練所（代々木）がある。

(2) 附属機関

イ 海外駐在員

隊員派遣国に駐在し、派遣に係る調査、隊員の指導、相談、世話活動、関係在外公館および任国関係機関との連絡に関すること

なお、駐在員の補佐または駐在員業務の代行者として協力隊調整員を置いている。

予 算

青年海外協力隊の予算は、経済協力費の一部、国際協力事業団への交付金であって、52年度の内容は次のとおりである。

青年海外協力隊派遣事業費	3,408,751千円
1 管 理 費	764,187
(1) 人 件 費	470,189
(2) 管 理 経 費	135,074
(3) 海 外 事 務 所 経 費	136,248
(4) 予 備 費	22,676
2 青年海外協力隊派遣費	2,644,564
(1) 国内事業に必要な経費	388,746
(2) 海外事業に必要な経費	2,255,818

海外協力隊事業運営のあらまし

事業団法に「青年の海外協力活動を促進し、及び助長する」とうたわれている協力隊の事業は、ボランティア性、公募制、国民的基盤での隊員活動の支援体制という特性をもち、個々の隊員の協力活動がこの事業の主体であり、協力隊事務局は常に隊員と至近距離にあり、隊員と一体感を保ちながら隊員活動支援の中核的存在として、隊員活動が円滑にいくように、世話活動、情報提供、相談、指導、所要資金の支給並びに募集・選考を行うとともに、事務局外の各協力団体等の支援の輪を拡充強化するよう業務運営を行っている。

そのため学識経験者から成る事業団総裁の諮問機関として協力隊運営委員会が設置されており、協力隊運営に関する重要事項が審議され、協力隊事務局の具体的業務実施の指針が明示され逐次実施にうつされている。

また、国民運動として協力隊支援を展開する目的で中央・地方を通ずる民間の各種協力団体・個人から成る社団法人「協力隊を育てる会」が設立される運びとなり、外部的支援が大きく組織化されることとなった。これは正に国民的基盤の構築の実現に一步近づくものであり、この「協力隊を育てる会」の地方での支援活動が活潑に行われる際には、隊員に対する精神的支援の成果のみならず、現職者（現に勤務先があって協力隊に参加する者）の休職等に関する身分措置、隊員帰国後の就職援助、さらに帰国隊員が、地域社会、職域において、貴重な体験を基に、オピニオンリーダーとなり、引続き人間形成を遂げていく上での助成等の世話活動について、民間ならではの絶妙の力が発揮されることが期待される。

【資料1】

国際協力事業団法（抜粋）

（昭和49年5月31日）
（法律第62号）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 国際協力事業団は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施及び青年の海外協力活動の促進に必要な業務を行い、開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力する見地からこれらの開発に必要な資金で日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から供給を受けることが困難なものについてその円滑な供給を図り、これと併せて技術を提供する等の業務を行い、並びに中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。

第4章 業 務

（業務の範囲）

第21条 事業団は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (2) 開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力することを目的とする海外での青年の活動（以下この号におい

て「海外協力活動」という。)を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ 海外協力活動を志望する青年の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた青年を開発途上地域に派遣すること。

ハ 海外協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2 事業団は、前項第7号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(業務の委託)

第24条 事業団は、次の各号に掲げる業務については、主務大臣の認可を受けた場合限り、当該各号に定める者に対し、当該業務の一部を委託することができる。

(2) 第21条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる業務(前号に掲げる業務に該当するものを除く。) 地方公共団体その他の者。

(業務方法書)

第25条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第7章 雑 則

(連絡等)

第40条 事業団は、第21条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2 地方公共団体は、事業団に対し、前項に規定する業務の運営について協力するよう努めるものとする。

(主務大臣等)

第43条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

(1) 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、外務大臣

(2) 第21条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる業務に関する事項並びに同項第3号及び第5号から第7号までに掲げる業務に関する事項(次号及び第4号に定める事項を除く。)については、外務大臣

2 この法律における主務省令は、前項各号に定める事項に関し、それぞれ同項各号に定める主務大臣の発する命令とする。

【資料2】

国際協力事業団業務方法書(抜粋)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この業務方法書は、国際協力事業団法（昭和49年法律第62号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、国際協力事業団（以下「事業団」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 事業団は、わが国の国際協力に関する基本政策に即応しつつ、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施及び青年の海外協力活動の促進に必要な業務を行い、開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力する見地からこれらの開発に必要な資金で日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から供給をうけることが困難なものについてその円滑な供給を図り、これと併せて技術を提供する等の業務を行い、並びに中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行うこととし、もってこれらの地域の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを業務運営の基本方針とする。

(関係機関との連絡等)

第3条 事業団は、その業務を実施するに当たっては、関係各省庁の協力

の下に行うとともに、民間団体その他関係機関との連絡協調関係の緊密化を図り、業務の円滑かつ効率的な運営を期するものとする。

(細 則)

第4条 事業団は、業務の実施について必要があるときは、業務方法書細則を定め、主務大臣の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

第3章 青年の海外協力活動の促進 及び助長に関する業務

(募集、選考及び訓練)

第12条 事業団は、開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力することを目的とする青年の海外協力活動を志望する青年の募集、選考及び訓練を行うものとする。

2 前項の募集・選考に当たっては、当該青年が開発途上地域の経済及び社会の発展に協力し、これら地域との親善と相互理解を深めたいとの奉仕の精神を有し、かつ異質の生活環境に対する肉体的精神的適応力を有することをその基準とするものとする。

(訓練施設の設置・運営)

第13条 事業団は、前条の訓練を行うための施設を設置し、これを運営するものとする。

(派遣及び支援業務)

第14条 事業団は、条約その他の国際約束に基づき、第12条の選考及び訓練を受けた青年を開発途上地域に派遣するとともに、派遣中の青年の活動に対する支援に必要な業務を行うものとする。

(知識の普及及び理解の増進)

第15条 事業団は、第12条の青年の海外協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進するものとする。

第7章 附 帯 業 務

(附帯業務)

第58条 事業団は、統計資料の作成、機関紙の発行、広報活動その他法第21条第1項第1号から第5号までに掲げる業務に附帯する業務を行うことができる。

第8章 業 務 の 委 託

(業務の委託)

第59条 事業団は、必要と認める場合には、主務大臣の認可を受けて、第18条及び第24条に掲げる業務その他の貸付け等の業務（貸付け等の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 事業団は前項に掲げる業務の委託を行う場合には、委託契約を締結し、必要な委託費を支払うものとする。

第60条 事業団は、必要と認める場合には、外務大臣の認可を受けて、法第21条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる業務（前条に掲げる業務に該当するもの、海外移住のあっせんに係る業務及び移住者に対する渡航費等の支給に係る業務を除く。）の一部を地方公共団体その他の者に委託することができる。

2 前条第2項を準用する。

附 則

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、昭和49年8月1日から適用する。

【資料3】

役員、顧問名簿

総 裁	法 眼 晋 作
副 総 裁	久 宗
同	井 上
理 事	村 上
同	近 藤 道 夫
同	外 山 素 彦
同	平 井 龍 明
同	長 尾 満
同	遠 藤 寛 二
同	中 西 申 一
同	長 崎 弘 吉
同	吉 川 佐 晃
同 (非常勤)	林 大 造 (日本輸出入銀行理事)
同 (同)	大 島 隆 夫 (海外経済協力基金理事)
参 与	神 足 勝 浩
監 事	山 本 利 寿
同	岡 田 勝 二
同	守 谷 英 太 郎
顧 問	森 元 次 郎
同	田 付 景 一
同	北 沢 直 吉

【資料 4】

青年海外協力隊事業実施要項（案）

1 事業運営の指針

青年海外協力隊事業は、報酬を求めず、また現に報酬を得ることなく海外協力活動に従う青年への広い意味での支援事業であってこの協力活動のボランティア性に即し、これを生かしていくことを事業運営の指針としつつ、以下各条の方法により業務を実施するものとする。

2 要請の吟味

隊員には、未知の要素があっても敢えてこれに挑戦しようとするパイオニア的気風のあることが前提とされるが、派遣決定に当たっては、相手国の要請に略々無条件で応えて行くというのではなく、その要請内容が協力隊活動に適し、真に意義のあるものであるか否かを吟味するものとする。

3 募集、応募相談

募集に当たっては、要請内容及びその背景を詳記した受入希望調査表に基づき、正確な情報の提供に努めるとともに、地方公共団体との連絡を密にしつつ応募相談体制に万全を期するものとする。

4 選考

選考に当たっては、相手国の要請に応えうる技術・技能を有することを前提にして、次に掲げる適性を基準として、将来地方における若手オビニオ

ンリーダーたり得る素質を水準に置くものとする。

- (1) 劣悪な生活条件の下で健康を維持し得る肉体的抵抗力
- (2) 異民族社会における人間の行動様式を観察し理解し得る文化的素養
- (3) 右のような人間集団を前提として物を考えることのできる思考の弾力性
- (4) 事実を説明し自己の考え方を理解させ得る表現力と説得力
- (5) 協力活動の途中で挫折することなく種々の困難を克服するに必要な持続する情熱

5 訓練

訓練に当っては、前条に掲げる適性を更に高めるため、逐次協力隊独自の訓練手法を開発しつつ、個別指導方式を中心とした現地即応型の訓練を行うものとする。

6 現地協力活動の充実

協力隊員は即効的、外形的成果を迫ることなく、真に現地社会に根づくものを求めつつ、むしろ地方的な展開に比重をおいて長期かつ地道な活動に従うべきであり、現地における隊員の指導に当っては、次の方式を原型とするものとする。

- (1) 心身両面で、強靱な適応力を培養練磨する。
- (2) 職域活動は言うに及ばず、生活一般の上でも現地社会の一員たるの姿に徹するよう努力を積み重ねる。
- (3) このようにして深まって行く、現地の人々の心情への理解と相互の信頼を土台とし、現地社会の体質を生かしその発展段階に即した改良、開発の方途を現地の人々と共に考究する。

- (4) 以上の過程は実践行動であり、協力活動そのものであるが、その結果右のような方途を見定め得た場合もその実施に当って現地の人々と心情の上で遊離することのないよう自らを戒める。
- (5) 外国人たる隊員の節度として政治活動と宗教活動を差控え平和的活動に徹する。

7 地方及び組織対策、帰国隊員対策

知識の普及、及び国民の理解増進に当っては、地方公共団体の協力を確保しつつ、青少年団体や大学、高校レベルにおける海外関係活動との連携を拡充するとともに、協力隊参加適合層の協力隊参加を容易にするため、雇用者側の理解を深めその協力を確保するものとする。

なお、隊員の協力体験を国民（県民）に還元させることは協力隊事業発展のためのみならず、国際協力に対する国民の世論を高める上でも極めて重要なことであるので、帰国後も引き続き隊員の人間的成長を助け、上記の機能を果させるための施策を行うものとする。

8 年間業務の定期化

内外における関係機関との有機的な業務連携を確保するため、協力隊事業は年間行事的に極力定期化するものとする。

【資料 5】

青年海外協力隊隊員選考試験実施計画

1 目的

従来行ってきた書類選考を筆記試験に切换え、書類選考方式のもつ不可避な不確実性を是正し選考の合理化を図るとともに、筆記試験を全国各都道府県において実施し、協力隊事業を広範な国民的支援を背景に推進することを目的とする。

2 選考システム

(1) 第1次選考

第1次選考として下記の科目について筆記試験を行う。

- ① 専門技術
- ② 語学（英語）
- ③ 論文

合否決定については、派遣要請における必要条件（学歴、経歴、資格、免許、年齢）を含めた基準に基づいて行う。

(2) 第2次選考

第2次選考は、青年海外協力隊選考委員会が下記の面接試験の審査に当るほか、身体検査、英語聴取力、会話力試験を行う。

- ① 個人面接（積極性、堅実性、社会性の評定及び家庭状況、身分措置の確認）
- ② 地域課面接（相手国の要請への適性を見る）

④ 技術面接（専門知識、実践的指導能力の評定）

第2次選考合格者は隊員候補生として訓練を受ける。

（3）最終審査

隊員候補生は約4ヶ月間にわたる語学（現地語を中心とする）、派遣国事情、開発協力、異文化理解、技術研修、体育等の訓練を受け、訓練終了に際し、訓練結果を基礎とした審査を受ける。

3 第1次選考の実施方法及び試験管理員

第1次選考（筆記）は年2回、各都道府県単位に同一日、一斉に実施する。

（試験管理員）

第1次選考（筆記試験）を全国各都道府県で一斉に実施するに当たり、各都道府県単位の試験管理員制を設け、試験の管理運営を依頼する。

（1）試験管理員の役割

- ① 試験場の選定及び設営
- ② 受験者に対する指示説明及び監視
- ③ 受験者の確認、誘導、答案の配布回収整理
- ④ 答案の事務局への送付

（2）試験管理員の選出

試験管理員の人選については原則として都道府県協力隊主管部課との協議の上、決定する。

（経費）

第1次選考実施に伴う経費は下記のとおりであるが、すべて協力隊事務局が負担する。

- ① 試験管理員謝金
- ② 試験会場借料

【資料6】

青年海外協力隊隊員の所属先に対する 人件費の補てんに関する基準

(目的)

第1条 この基準は青年海外協力隊事務局（以下「事務局」という）が、青年海外協力隊隊員（以下「隊員」という）の所属先に対して人件費を補てんすることによって、隊員の所属先における身分の確保を図り、もって適格者の協力隊への参加を容易にすることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において「所属先」とは、隊員が本邦において在籍する法人又はその他の団体をいう。

2 この基準において「基本給」とは、所属先の支給する給与月額のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に定める俸給、扶養手当、調整手当、及び住居手当に相当するものをいう。

3 この基準において「期末手当」とは、所属先の支給する年間賞与額のうち、一般職の職員の給与に関する法律に定める期末手当に相当するものであって、基本給から住居手当を除いた金額に3.9を乗じた金額を上限とする。

(適用除外)

第3条 国家公務員を隊員として派遣する場合は、この基準による人件費の補てんは行なわない。

(人件費の補てん)

第4条 事務局は所属先において隊員との従前の雇用関係を継続すること

を条件として、第5条に定める補てん期間中毎月当該所属先に対して、次の各号に掲げる金額の合計額に相当する人件費の補てんを行なう。

- (1) 所属先が当該隊員に本来支給すべき基本給の金額のうち、その2分の1を超えない額。
 - (2) 所属先が当該隊員に支給する期末手当を月平均した金額のうち、その2分の1を超えない額。
 - (3) 当該隊員に係る社会保険料事業主負担分相当額。但し前2号の金額の合計額に100分の20を乗じた金額を超えないものとする。
 - (4) 当該隊員に係る退職給与引当金相当額。但し第1号及び第2号の金額の合計額に100分の17を乗じた金額を超えないものとする。
- 2 前項第1号の基本給が、所属先が過去において当該隊員に支給した基本給の平均支給額を著しく異なる場合は、平均支給額を基礎として補てん額を算定することができるものとする。

(補てん期間)

第5条 人件費の補てん期間は当該隊員が事務局の指定する訓練に参加した日の属する月から開始し、当該隊員の任期終了日の属する月の翌月までとする。

(補てん額の決定)

第6条 人件費の補てん額は、事務局と当該隊員の所属先が署名する「人件費補てん協議書」(様式1)により決定する。

(補てん額の改定)

第7条 事務局は補てん期間中に当該隊員が所属先において昇給、給与改正等を受けて補てん額算定の基礎となった基本給に変動を生じた場合は、当該所属先からの通知により第6条の補てん額を改定することができるものとする。

(補てん金の返還等)

第8条 事務局は第6条及び第7条によって補てんの決定をした場合であっても、次の各号の一に該当する場合は、当該所属先に対して補てんの決定を取消し、既に交付した補てん金の全部若しくは一部の返還を求めらるものとする。

- (1) 所属先がこの基準の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の方法によって人件費の補てんを受けたことが明らかになったとき。

(補てん金の支払方法)

第9条 補てん金は、補てん期間中毎月、当該所属先の指定する銀行口座へ振込みの方法により支払うものとする。

2 所属先は派遣期間中の隊員に対する給与の支払について事務局と協議するものとする。

(補てん金の精算)

第10条 事務局は第7条の規定により基本給が変動したことにより生ずる差額について当該所属先と協議し、当該隊員に係る補てん金の最終支払時に一括精算することが出来るものとする。

(自家営業主への準用)

第11条 事務局は、法人その他の団体に属さない自家営業主を隊員として派遣する場合、この基準を準用して当該自家営業主に補てん金を支給する。

この場合における補てん額については別に定める。

(特 則)

第12条 所属先に対する人件費の補てんに関して、この基準によりがたい場合は、外務省と協議のうえ、別の取扱いをすることができるものとする。

る。

(補 則)

第13条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関して必要な事項は別に定める。

様式(1)

人件費補てん協議書

協力隊員の所属先に対する人件費の補てんに関する基準に基づき下記のとおり協議決定する。

昭和 年 月 日
東京都渋谷区広尾4丁目2番地24号 所属先 所在地
青年海外協力隊事務局 名称
事務局長 黒河内 康 代表者名

記

1. 対象隊員氏名^(ふりがな)
2. 休職期間 自 昭和 年 月 日
至 昭和 年 月 日
3. 補てん期間 自 昭和 年 月 日
至 昭和 年 月 日

4. 補てん月額	円
----------	---

附属書類

- (1) 人件費補てん明細書(別記様式による)
- (2) 対象隊員の人件費補てん開始日の属する月の前月分の給与明細表

【資料7】

青年海外協力隊隊員の所属先に対する
間接経費の補てんに関する基準

(目的)

第1条 この基準は青年海外協力隊事務局（以下「事務局」という。）が、青年海外協力隊員（シニア隊員を含み以下「隊員」という。）の所属先に対して、隊員の休職期間中においても生ずる間接経費を補てんすることにより、隊員の所属先における身分の確保を図り、もって適格者の協力隊への参加を容易にすることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において「所属先」とは、隊員が本邦において在籍する法人又はその他の団体をいう。

2 この基準において「間接経費」とは、所属先の行う建設、製造、販売等の業務に関して、間接に要する費用のことであって、次の経費をいう。

(1) 損益計算書に記載される「販売費及び一般管理費」の額から次の経費を控除した金額

イ. 販売費

ロ. 製造販売部門に直結して発生する経費

(2) 製造原価報告書に記載される「経費」のうち、本基準の目的に照らし、前号に準じ間接経費とみることが適当な金額

(3) 損益計算書に記載される当期支払利息等金融費用の額から受取利息等当期金融利益の額を控除した額。

3 この基準において「直接人件費」とは所属先が役職員に直接支給する賃金、給料、扶養手当及び期末手当等の総額をいう。

4 この基準において「間接経費率」とは、補てん開始直前に決算確定した事業年度の間接経費の額を直接人件費の額をもって除した割合をいう。この場合において、事業年度の期間が1年未満の場合は、当該決算確定事業年度とその前事業年度とを通算した間接経費および直接人件費の金額を計算の基礎とするものとする。

(適用除外)

第3条 所属先が国、地方公共団体、及び政府出資特殊法人の場合は、この基準による間接経費の補てんは行わない。

(間接経費の補てん)

第4条 事務局は所属先が従前の雇用関係を継続することを条件として、第5条に定める補てん期間中、毎月当該所属先に対し、別に定める青年海外協力隊隊員の所属先に対する人件費の補てんに関する基準第2条に定める「基本給」及び「期末手当」の合計額に間接経費率を乗じて得た金額の範囲内において所属先の間接経費を補てんするものとする。

2 前号の補てん額は所属先が提出する資料に基づき、事務局と当該隊員の所属先が署名する「間接経費補てん協議書」（別紙様式）により決定する。

(補てん期間)

第5条 間接経費の補てん期間は、当該隊員が事務局の指定する訓練に参加した日の属する月から開始し、当該隊員の任期が終了した日の属する月の翌月までとする。

(補てん額の改定)

第6条 事務局は補てん期間中に当該隊員が所属先において昇給、給与改正等を受けて補てん額算定の基礎となった基本給に変動を生じた場合は、当該所属先からの通知により第4条の補てん額を改定することがで

きるものとする。

(補てん額の返還等)

第7条 事務局は、第4条及び第6条によって補てんの決定をした場合であっても、次の各号の一に該当する場合は、当該所属先に対して補てんの決定を取消し、既に交付した補てん金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

- (1) 所属先がこの基準の規定に違反したとき
- (2) 虚偽の方法によって間接経費の補てんを受けたことが明らかになったとき。

(補てん金の支払方法)

第8条 補てん金は、補てん期間中、当該所属先の指定する銀行口座へ振込みの方法により支払うものとする。

(補てん金の精算)

第9条 事務局は第6条の規定により基本給が変動したことにより生ずる差額について、当該所属先と協議し、当該隊員に係る補てん金の最終支払時に一括精算することが出来るものとする。

(特 則)

第10条 所属先に対する間接経費の補てんに関して、この基準によりがたい場合は、事務局と隊員の所属先とが協議のうえ、本基準の目的に則して、別の取扱いをすることができるものとする。

(補 則)

第11条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関して必要な事項は別に定める。

(施行期日)

この基準は、昭和50年4月1日から適用する。

間 接 経 費 補 て ん 協 議 書

協力隊員の所属先に対する間接経費の補てんに関する基準に基づき下記
のとおり協議決定する。

昭和 年 月 日

東京都渋谷区広尾4丁目2番地24

青年海外協力隊事務局

事務局長 黒河内 康 ㊟

所属先所在地

名 称

代表者名

㊟

記

1. 対象隊員氏名^(ふりがな)
 2. 補てん期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
 3. 補てん月額
 - ① 基準第2条に定める基本給及び期末手当 円
(内 訳) { 基本給 円
 { 期末手当 円
 - ② 間接経费率
- | | |
|-------------|---|
| 補てん月額 (①×②) | 円 |
|-------------|---|
4. 間接経费率算出基礎
 - (イ) 所属先における間接経費の総額 千円
 - (ロ) 所属先における直接人件費の総額 千円

㉞ 間接経費率 (イ)÷(ロ)

(小数点以下第3位四捨五入)

5. 附属書類

- (1) 間接経費明細書 (1部)
- (2) 当該事業年度の損益計算書写 (1部)
- (3) 当該事業年度の製造原価報告書写 (1部)
- (4) 補てん金支払いに係る振込銀行口座指定書

間接経費明細書

(1) 販売費及び一般管理費中の間接経費

項 目	金 額 (千円)		
	第 期分	第 期分	合 計
	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日	
①販売費及び 一般管理費合計			
②控除額合計			
控除額内訳			
計 (①-②)			(千円)

(2) 製造費用の経費中の間接経費

経費中の間接経費 費目別内訳	金額 (千円)		
	第 期分	第 期分	合 計
	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日	
計			(千円)

(3) 支払い利息等金融費用から受取利息等金融利益を控除した金額

項 目	金額 (千円)		
	第 期分	第 期分	合 計
	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日	
① 金融費用 合計			
内訳 支払利息および 割引料			
社債利息			
② 金融利益 合計			
内訳 受取利息			
受取配当金			
関係会社配当金			
計 (①-②)			(千円)

間接経費合計 ((1)+(2)+(3))	(千円)
----------------------	------

【資料 8】

国際機関等に派遣される一般職の
国家公務員の処遇等に関する法律

(趣旨)

第 1 条 この法律は、国際協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される職員（国家公務員法〈昭和22年法律第 120号〉第 2 条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）の処遇等について定めるものとする。

(職員の派遣)

第 2 条 任命権者（国家公務員法第55条第 1 項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者をいう。以下同じ。）は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、部内の職員（人事院規則で定める職員を除く。）を派遣することができる。

(1) わが国が加盟している国際機関

(2) 外国政府の機関

(3) 前 2 号に準ずる機関で、人事院規則で定めるもの

2 任命権者は、前項の規定により職員を派遣する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(派遣職員の身分)

第 3 条 前条第 1 項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）は、その派遣の期間中、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第 4 条 任命権者は、派遣職員についてその派遣の必要がなくなったと

きは、すみやかに当該職員を職務に復帰させなければならない。

- 2 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

(派遣職員の給与)

第5条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

- 2 前項の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号）の適用を受ける職員である場合にあっては、同法第3条第1項に規定する準則）で定める。

(派遣職員の業務上の災害に対する補償等)

第6条 派遣職員に関する国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）の規定に適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和41年法律第67号）附則第6条第1項の規定の適用についても、同様とする。

- 2 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償に係る国家公務員災害補償法の規定による平均給与額については、同法第4条の規定にかかわらず、人事院規則で定める。
- 3 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対し国家公務員災害補償法の規定による補償を行なう場合において、補償を受けべき者が派遣先の機関等から同一の事由について当該災害に対する補償を受けたときは、国は、その額額の限度において、同法の規定による補償を行なわない。

第7条 派遣職員に対する国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）の規定の適用についても、同様とする。

- 2 派遣職員に関する国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定の適用については、派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対して派遣先の機関等から補償が行なわれることとなったため、前条第3項の規定により、当該災害に対する国家公務員災害補償法の規定による補償が行なわれないこととなった場合における当該派遣先の機関等からの補償を同法の規定による補償に相当する補償とみなす。

第8条 派遣職員に関する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第23条第1項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

（派遣職員に関する国家公務員等退職手当法の特例）

第9条 派遣職員に関する国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第5条第1項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

- 2 国家公務員等退職手当法第7条第4項の規定は、派遣職員の派遣の期間については、適用しない。

（派遣職員に対する旅費の支給）

第10条 派遣職員には、特に必要があると認められるときは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第11条 派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

(人事院規則への委任)

第12条 第2条から第4条まで及び第6条の規定の実施に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則 (略)

人事院規則18-0(職員の国際機関等への派遣)

(昭和45年12月25日)

(派遣除外職員)

第1条 派遣法第2条第1項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的職員その他任期を限られた常勤職員
- (3) 条件附採用期間中の職員(指令で定める職員を除く。)
- (4) 休職者
- (5) 停職者

(派遣先機関)

第2条 派遣法第2条第1項第3号に規定する規則で定める機関は、次に掲げる機関とする。

- (1) 外国の州又は自治体の機関
- (2) 外国の学校、研究所又は病院

(3) 前2号に掲げるもののほか、指令で定める機関

(任命権者)

第3条 派遣法第2条第1項の規定により職員を派遣することができる任命権者(以下「任命権者」という。)には、併任に係る官職の任命権者は含まれないものとする。

(派遣期間)

第4条 任命権者は、3年をこえる期間を定めて職員を派遣するときは、人事院に協議しなければならない。

2 派遣の期間は、職員の同意を得て、これを更新することができる。

3 第1項の規定は、派遣の期間を更新する場合において、派遣の期間が引き続き3年をこえることとなるとき及び引き続き3年をこえて派遣されている職員の派遣の期間を更新する場合に準用する。

(派遣職員の保有する官職)

第5条 派遣法第2条第1項の規定により派遣された職員(第10条第1項の職員を含む。以下「派遣職員」という。)は、派遣された時(第10条第1項の職員にあつては、派遣職員となった時)占めていた官職又はその派遣の期間中に異動した官職を保有するものとする。ただし、併任に係る官職については、この限りでない。

2 前項の規定は、当該官職を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

(人事異動通知書の交付)

第6条 任命権者は、派遣法第2条第1項の規定により職員を派遣する場合、派遣職員の派遣の期間を更新する場合、派遣職員を職務に復帰させる場合又は派遣職員が派遣の期間の満了によって職務に復帰した場合には、当該職員に規則8-12(職員の任免)第80条第1項の規定

による人事異動通知書（以下「人事異動通知書」という。）を交付しなければならない。

（派遣職員の給与）

第7条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、調整手当、住居手当、筑波研究学園都市移転手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、あらかじめ人事院の承認を得て、俸給、扶養手当、調整手当、住居手当、筑波研究学園都市移転手当及び期末手当のそれぞれ100分の70をこえ100分の100以内を支給することができる。

2 派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当であると人事院が認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、当該職員には給与を支給しない。

3 第1項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。

（平均給与額）

第8条 派遣法第6条第2項に規定する平均給与額は、派遣の期間（第10条第1項の職員にあっては、従前の休職の期間）の初日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額とする。

2 前項に規定する給与の種類については、補償法第4条第2項及び規則16-0（職員の災害補償）第9条から第11条までに定めるところによる。この場合において、同規則第9条第1項中「事故発生日（負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病の発生日が確定した日をいう。以下同じ。）」とあるのは「派遣法第2条第1項

の規定による派遣の期間の初日の前日（規則18-0（職員国際機関等への派遣）第10条第1項の職員にあつては、従前の休職の期間の初日の前日。以下「派遣等の前日」という。）と、「事故発生日以前」とあるのは「派遣等の前日以前」と、同条第2項中「事故発生日」とあるのは「派遣等の前日」と、同規則第10条中「補償法第4条第1項に規定する期間」とあるのは「規則18-0第8条第1項に規定する平均給与額の算定の基礎となる期間」とする。

- 3 前2項の規定によつてもなお平均給与額を計算することができない場合又はこれらの規定によつて計算した平均給与額が公正を欠く場合は、実施機関が人事院の承認を得て、別に平均給与額を定めるものとする。
- 4 前3項の規定によつて計算した平均給与額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（報告）

第9条 派遣職員は、任命権者から求められたときは、派遣先の機関における勤務条件等について報告しなければならない。

- 2 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において派遣法第2条第1項の規定により派遣した職員の派遣先機関、派遣期間及び派遣先機関における処遇等の状況並びに派遣職員で当該年度内に職務に復帰したものの復帰後の処遇等の状況を人事院に報告するものとする。

（経過措置）

第10条 派遣法附則第2項に規定する規則で定める職員は、昭和46年1月15日における規則11-4（職員の身分保障）第3条第1項第1号又は第2号に掲げる事由に該当して休職にされた職員で、条約その他の

国際約束若しくはこれに準ずるものに基づく必要により、又は同法第2条第1項各号に掲げる機関の要請に応じ国際協力のため、これらの機関の業務に従事しているものとする。

- 2 前項の職員の派遣の期間は、従前の休職の期間の残余の期間とする。
- 3 任命権者は、第1項の職員に対し、人事異動通知書により、派遣職員となった旨をすみやかに通知しなければならない。

【資料 9】

協力隊派遣前訓練計画（昭和52年度）

1 主 旨

青年海外協力隊事業は、よりよい未来の世界を造ろうという理想のもとに、開発途上国の発展と民生の向上に自発的に参加する青年の事業である。

この協力隊事業の成果は、派遣される隊員一人一人の活動にかかっているが、各隊員の二年間の現地生活と任務は容易なものではない。これに耐え抜いて所期の目的を達するには、強い意志と身体、暖い心、異った環境への適応及び相当程度の語学力が要求される。

この訓練は、過去10ヶ年の経験の上に立ち、検討を重ねた後に決められたものであり、下記5項目の習得を旨とする。

- (1) 劣悪な生活条件の下で健康を維持し得る肉体的抵抗力を養う。
- (2) 異民族社会における人間の行動様式を視察し、理解しうる文化的素養を養う。
- (3) 異質文化の人間集団を前提として物を考えることのできる思考の弾力性を養う。
- (4) 事実を説明し、自己の考え方を理解させうる表現力と説得力を養う。
- (5) 協力活動の途中で挫折することなく種々の困難を克服するに必要な持続する情熱を養う。

また訓練は、隊員選考の一過程でもある。

従って、隊員候補生は、自らがすすんで協力隊に参加した精神を忘れず現地にて活躍する多数の隊員の後続くべく、積極的に学び、集団生活を

通じてお互いが切磋琢磨し、自らの可能性に挑戦するつもりで、この訓練に積極的にとりこんでもらいたい。

2 訓練の基本方針

協力隊訓練は、次の項目に重点を置いて計画されている。

(1) 協力隊のあらまし

ねらい：協力隊事業の目的、あゆみと現状についての理解及び隊員の任務遂行に必要な心構えの醸成

内 容：(1) 協力隊事業のしくみ
協力隊の目的と性格
協力隊運営のしくみ（事務局の機構他）
(2) 隊員の心構え（隊員の使命と望ましい隊員像）

(2) 開発講座

ねらい：開発途上国における経済的發展について学び、国際開発協力のあり方を学ぶ。

内 容：(1) 南北問題（開発とは何か、望ましい開発）
(2) 日本の経済協力と技術協力
(3) 協力隊の役割
(4) 世界における開発協力の現状

(3) 文化講座

ねらい：日本の文化を再認識し、異った文化についての理解を深める。

内 容：(1) 日本人の国民性
(2) 異文化に対する理解と適応

(4) 任国における協力活動

ねらい：任国における政治・経済・社会その他諸事情を研究し理解を深

める。

- 内 容：(1) 任国の一般事情
(2) 協力隊の役割
(3) 隊員の職場環境

(5) 野外活動及び演習

ねらい：現地活動に必要と思われる研究課題を持ち、自主計画による実践を通して必要な能力を習得する。

- 内 容：教授法（協力分野別）
技術補修、身心錬磨、その他

(6) 語学研修

ねらい：現地語主義にのっとり、現地語学訓練1ヶ月を経た段階で支障なく業務を遂行するに必要な交渉能力を身につけることを目標とする。

内 容（目標）

○ 第1訓練所（広尾）

- (i) 英語：正しいヒアリング、発音、基礎的会話力の修得
外国語アレルギーからの脱却
(ii) 現地語：基本的発音および文字の読解と書き方
基礎構文の理解、基礎会話への導入

○ 第2訓練所（代々木）

- (i) 英語：日常会話の習熟
業務に必要な程度の読み書き（技術用語を含む）
(ii) 現地語：日常会話の習熟
現地小学校卒業程度の語学力（読み書き）

※特に優れた語学力を有する候補生には、特別の教育を行なう。

(7) 現地生活のための生活指導

- (1) 健康管理：規則正しい生活と習慣を身につけると共に、身体の鍛練を行なう。

内容：ラジオ体操、ロードワーク、徒手体操、レクリエーション

- (2) 意志訓練：厳しい任務に備え、克己心と忍耐力を養う。

内容：参禅会、耐久歩行、その他

- (3) 礼と情操教育：海外に出る協力隊員にふさわしい品位と風格を身につける。

内容：テーブルマナーその他礼儀作法の実習、同好サークル活動

昭和52年度第1次訓練方式

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
第一訓練所	前期組		後期組					
第二訓練所			前期組		後期組			
現地訓練					前期組		後期組	

〔訓練課目〕

広尾訓練所：協力隊のあらまし 任国における協力活動 開発講座 語学研修 文化講座 保健衛生講座 現地生活のための生活指導

代々木訓練所：語学研修 現地生活のための生活指導

現地訓練：語学研修

【資料10】

協力隊員の派遣に関する取極

各隊員派遣国との取極の内容のこまかい点は、相手国によって相違があるが、基本的に盛り込まれている内容はつぎの4点である。

- (1) 相手国の経済的、社会的発展に寄与するものであること。
 - (2) 両国間の旅費、滞在費及び一定の持ち込み機材を日本政府が負担すること。
 - (3) 相手国は上記(2)に対する所得税、関税を免除すること。
 - (4) 相手国は住居並びに医療についてその提供の便宜を図ること。
- 次に取極のモデル（英文のもの）を掲げる。

MODEL AGREEMENT
(Official Exchange of Notes)

(Japanese Note)

_____, _____, 19

Excellency:

I have the honour to refer to the recent discussions held in between the representatives of the Government of Japan and the Government of concerning the dispatch of volunteers under the Japan Overseas Cooperation Volunteers Programme (here-in-after referred to as "the Programme") to with a view to promoting technical cooperation between the two countries, and to confirm on behalf of the Government of Japan the following understandings reached between them:

1. At the request of the Government of and in accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will dispatch the volunteers to for the purpose of contributing to the social and economic development of , according to the schedules to be separately agreed upon by the two Governments.
2. The Government of Japan will bear the cost of international travel between Japan and and living allowances in for the volunteers and provide such equipment, machinery, materials and medical supplies as necessary for the performance of their duties.
3. The Government of will grant the volunteers the following privileges, exemptions and benefits:
 - (1) The exemption from customs duties, taxes and charges of any kind in respect of the equipment, machinery, materials and medical supplies mentioned in 2 above.
 - (2) The exemption from customs duties, taxes and charges of any kind other than

those for storage, cartage and similar services in respect of their personal and house-hold effects

(3) The exemption from income tax and charges of any kind in respect of any allowances to be remitted for them from overseas such as the living allowances mentioned in 2 above.

(4) Free medical care during the term of their assignment in

(5) Rent-free housing accommodations at places where they are to perform their duties to be assigned to them by the Government of

4. (1) The Government of will accept a Representative and Co-ordinators who will discharge the duties to be assigned to them by the Government of Japan relative to the activities of the Programme in

(2) The Representative and the Co-ordinators will be exempted from customs duties, taxes and charges of any kind other than those for storage, cartage and similar services in respect of equipment and materials necessary for the performance of their functions as well as of their personal and household effects. The Representative and the Co-ordinators will also be allowed duty-free importation (or purchase from bond in) of one motorcar each.

(3) The Representative and the Co-ordinators will be exempted from income tax and charges of any kind in respect of any allowances to be remitted for them from overseas.

5. The two Governments shall enter into consultation, from time to time, for the successful implementation of the Programme in

I have further the honour to propose that, if the foregoing understandings are acceptable to the Government of, this Note and Your Excellency's reply Note concurring therein shall constitute an agreement between the two Governments, which shall take effect on the date of Your Excellency's reply Note and shall remain in force until six months after the date of written notification from either Government to the other of its intention to terminate it.

I avail myself of this opportunity to extend to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

(Receiving Country's Note)

_____, _____, 19

Excellency:

I have the honour to acknowledge receipt of Your Excellency's Note of today's date which reads as follows:

"Japanese Note"
(repeated)

I have further the honour to confirm the understandings set forth in Your Excellency's Note on behalf of the Government of and to agree that Your Excellency's Note and this reply Note shall constitute an agreement between the two Governments, which shall take effect on the date of this reply Note and shall remain in force until six months after the date of written notification from either Government to the other of its intention to terminate it.

I avail myself of this opportunity to extend to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

協力隊派遣取極締結状況（昭和52年6月1日現在）

国名	締結年月日	締結地
ラオス	昭和40年11月23日	ウィエンチャン
カンボディア	40年12月20日	プノンベン
マレーシア	40年12月23日	クアラルンプール
フィリピン	41年2月15日	マニラ
ケニア	41年3月31日	ナイロビ
インド	41年8月12日	ニューデリー
タンザニア	41年10月20日	ダレサラーム
モロッコ	42年9月11日	ラバト
エル・サルバドル	43年7月26日	サン・サルバドル
シリア	44年10月30日	ダマスカス
ネパール	45年2月2日	カトマンズ
ザンビア	45年4月10日	ルサカ
ウガンダ	45年12月21日	エンテベ
マラウイ	46年7月2日	ブランタイア
西サモア	46年9月3日	東京
エチオピア	46年11月9日	アディスアベバ
トンガ	47年4月18日	ロンドン
バンラテシュ	48年3月24日	ダッカ
チュニジア	49年7月22日	東京
コスタリカ	48年6月26日	サン・ホセ
ホンジュラス	50年11月12日	テグシガルバ
ガーナ	52年2月17日	アクラ

注1. カンボディアは45年春のシアヌーク失脚政変時に引きあげて以来派遣を行っていない。

2. ウガンダは46年春、46年度第1次隊の派遣方検討中にクーデターが発生し、派遣を中止したままである。

【資料11】

派遣に関する契約書

(国際協力事業団法に即した新方式のものが未
成であるので便宜上、従前のものを掲げる。)

協力隊員は要請諸国に派遣されるに際し、国際協力事業団（協力隊事務局長が契約当事者）との間に、「青年海外協力隊員の派遣に関する契約書」を結ぶ。法律的に隊員の個々人と事業団が交わす約束を文書にしたものである。隊員は、内容を確認し各事項に対し異存のないときこれに署名捺印する。署名捺印の後、契約に拘束力が発生し、契約当事者双方は、契約事項に反してはならないことになる。

青年海外協力隊隊員の派遣に関する契約書

国際協力事業団（以下「甲」という。）と、

（以下「乙」という。）は甲が乙を青年海外協力隊員（以下「隊員」という。）として派遣することに関し下記条項により契約を締結する。

（期 間）

第1条 この契約の期間は、乙がこの契約を締結した日から2年とする。ただし、期間を経過しても未だ任務を終了せず帰国していない場合は、この期間は任務を終了して帰国する日まで延長するものとする。

（国際奉仕の精神）

第2条 乙は、青年海外協力隊事業の目的を十分に認識し、国際奉仕の精神をもって、相手国政府の一般的管理に従い誠実に任務を遂行しなければならない。

(相手国事情等の公表の禁止)

第3条 乙は、任務上知り得た派遣された国（以下「相手国」という。）の事情等を公表する場合は、あらかじめその内容について甲の承認を得なければならない。

契約期間終了後も同様とする。

(信用失墜行為の禁止)

第4条 乙は、青年海外協力隊の信用を傷つけ、また隊員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(政治的宗教的活動の禁止)

第5条 乙は、政治的または宗教的活動をしてはならない。

(任 務)

第6条 乙は、日本政府と 国政府との合意に基づいて同国に派遣されるものであることを十分に認識し別紙内容の任務を誠実に遂行するものとする。

2 乙は、任務の遂行にあたりその任務が前項に掲げる任務の内容と相違すると認めるときは、青年海外協力隊駐在員（調整員を含む。以下「駐在員等」という。）を経由のうえ甲に報告し、その指示を受けなければならない。

(服 務)

第7条 乙は、甲および駐在員等の指示に従わなければならない。ただし駐在員等が駐在しないところにあつては、在外公館の指示を受けるものとする。

2 乙は、派遣の途中においてみだりに帰国し、また任務を放棄してはならない。

3 乙は、甲に甲の定めるところにより報告書を提出しなければならない。

い。

(契約期間の変更)

第8条 甲は、相手国政府から乙の契約期間について変更の要請があった場合は、乙と協議のうえその合意されたところにより期間を変更することができる。

2 乙は、病気その他やむを得ない事由がある場合は甲の承認を得て期間を短縮することができる。

3 甲は、乙の派遣中に、相手国の政治的、社会的、経済的事情等の変動のため、乙の任務遂行が不可能となった場合は、乙に第三国に避難を命じあるいは帰国を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

4 甲は、前項により乙が帰国したまたは、乙の派遣前に前項の事情が生じた場合は、乙に自宅待機を命ずるなどの措置をとることができる。

この場合には、第9条による海外手当等は支給しない。

5 甲は、前2項により乙に待機を命じた期間について、乙に別に定める「青年海外協力隊国内手当に関する基準」により国内手当を支給する。

6 甲は、第4項により自宅待機を命じた期間が180日を超えてもなお派遣、または再派遣の見込みがないときは1ヶ月の予告期間を置いてこの契約を解除することができる。ただし契約を締結した日から2年を経過してもなお派遣または再派遣の見込みがないときは、2年を経過した日をもってこの契約は終了する。

(海外手当等)

第9条 甲は乙に別に定める「青年海外協力隊員の海外手当に関する基準」により海外手当を支給する。

(災害補償等)

第10条 甲は、乙の業務上の災害に対し別に定める「青年海外協力隊隊員

の災害補償に関する基準」により補償を行なう。

- 2 甲は、乙の業務外の災害に対し別に定める「青年海外協力隊隊員の共済給付に関する基準」により給付を行なう。

(休 暇)

第11条 乙は、相手国政府が付与する範囲内において有給休暇をとることができる。

(機 材)

第12条 甲は、乙に対し任務遂行に必要と認めた機材を貸与する。この場合には、乙は甲の指示により当該機材の管理にあたらなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は帰国を命じ契約を解除することができる。

- 1 心身の故障のため任務の遂行に支障がありまたこれに堪えない場合。
- 2 契約に定める条項に違反した場合。
- 3 隊員の名誉を傷つけまたは品位を失墜させる非行のあった場合。
- 4 その他隊員としてその任務に必要な適格性を欠く場合。

本契約を証するため本書2通を作成し記名押印のうえ甲乙その1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 所在地 東京都渋谷区広尾4-2-24
職 氏名 国際協力事業団
青年海外協力隊事務局
事務局長 黒河内 康

乙 住 所
氏 名

☆

青年海外協力隊隊員の派遣に関する契約書第6条別紙
任務内容

1 派遣国:

2 配属機関:

3 任 期: 自 年 月 日
至 年 月 日

4 業務内容:

【資料12】

青年海外協力隊隊員の海外手当等に関する基準

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この基準は海外の地域に派遣する青年海外協力隊隊員(以下「隊員」という。)の海外手当等に関する諸般の事項を定めることを目的とする。

(海外手当等の支給)

第2条 青年海外協力隊事務局(以下「事務局」という。)は隊員に対し海外手当、国内積立金および旅費を支給する。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は航空賃、船賃、鉄道賃、車馬賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当、支度料および旅行雑費とする。

(旅費計算の原則等)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。

ただし、用務の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路または方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路および方法によって計算する。

2 隊員が、隊員の資格を取得した日以降で本邦出発前に相手国または日本政府の事情により派遣が取り消された場合において、当該旅行のためすでに支出した金額があるときは、当該金額のうち隊員の損失となった

金額で別に定めるものを旅費として支給することができる。

第2章 海外手当等の支給方法

(海外手当)

第5条 海外手当は、派遣計画に基づく在勤地到着の日の翌日から在勤地を出発する日の前日までの期間に応じ、1カ月当り現地生活費米貨190ドルに共済掛金、生命保険掛金等の共同負担金を加算して支給する。

ただし、現地生活費は物価事情、相手国からの便宜供与等の程度に応じ、別に定めるところにより調整を加えることができる。

2 海外手当は原則として各月の中旬までに送金する。

ただし、特別の事情がある場合には別の取り扱いによることができる。

(国内積立金)

第6条 国内積立金は、派遣計画に基づく本邦出発の日から帰国の日までの期間に応じ毎月57,500円を支払いのうえ、これを積立て、隊員が帰国の際に一括交付する。

ただし、特別の事情により事務局長が特に認めた場合にはこの限りでない。

2 隊員が所属する勤務先から本俸が支給される場合には、前項の国内積立金は支給しない。

(海外手当および国内積立金の計算)

第7条 海外手当および国内積立金の計算期間は、月の初日から末日までとする。

ただし、1カ月に満たない期間についての計算は、当該月の現日数を

基礎として日割によって計算する。

(航空賃・船賃・鉄道賃・車馬賃)

第8条 派遣計画に基づく海外旅行については、路程に応じエコノミークラスの航空賃、船賃、鉄道賃および車馬賃を支給する。

2 前項の場合において、在勤地との往復は原則として航空機を利用するものとし、やむを得ない事情がある場合に限り船舶を利用することができるものとする。

この場合船賃の額および日当、宿泊料の合計は、航空機を利用する場合に要する航空賃の額および日当、宿泊料の合計額を超えないものとする。

3 赴任または帰国に伴う内国旅行の鉄道賃または船賃は、その乗車船に要する旅客運賃、急行料金を支給する。

この場合、運賃の等級が2階級以上に区分されている場合には、最上級の直近下位の級の運賃とする。

(日当および宿泊料)

第9条 前条第1項の海外旅行における日当は当該旅行中の日数に応じ、宿泊料は旅行中の夜数に応じ、それぞれ別表1の定額により支給する。

2 前条第3項の内国旅行期間(東京における滞在期間を含む。)における日当は当該旅行中の日数に応じ、宿泊料は旅行中の夜数に応じそれぞれ別表3の定額により支給する。

(移転料)

第10条 移転料は、赴任および帰国について、在勤地と事務局所在地との路程に応じ別表2の定額により支給する。

(着後手当)

第11条 着後手当は、赴任について、別表1の日当定額の10日分および宿

泊料定額の10夜分に相当する額以内の額を支給する。

(支度料)

第12条 支度料は、赴任について、90,000円を支給する。

(旅行雑費)

第13条 旅行雑費は、渡航に必要な予防注射料、入出国税および健康診断料の実費額により支給する。

第3章 雑 則

(帰路変更等)

第14条 隊員の帰路変更、有給休暇、有給休暇による一時帰国の取り扱いについては、別に定める。

(災害補償)

第15条 隊員の療養補償遺族補償等については、別に定める。

(準 用)

第16条 この基準に定めるもののほか、旅費については「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずる。

(協 議)

第17条 この基準により難しい場合には、外務省と協議のうえ、別の取り扱いによることができるものとする。

別表 1

日 当			宿 泊 料		
指定都市	甲 地 方	乙 地 方	指定都市	甲 地 方	乙 地 方
3,400 円	3,000 円	2,700 円	10,400 円	9,100 円	8,300 円

別表 2

500～ 1,000km未満	1,000～ 1,500km未満	1,500～ 2,000km未満	2,000～ 5,000km未満
72,000 円	90,500 円	114,000 円	140,000 円
5,000～ 10,000km未満	10,000～ 15,000km未満	15,000～ 20,000km未満	20,000km以上
154,500 円	168,500 円	182,500 円	197,000 円

指定都市、甲及び乙地方の区分

- (1) 内国旅費……甲及び乙地方の区分は従前通り
- (2) 外国旅費
 - ① 指定都市—ニューヨーク、サンフランシスコ、モスクワ、パリ、アブダビ
 - ② 甲 地 方—甲地方とは次の地域のうち指定都市以外の地域をいう。
 - (1) 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く）グリーンランド及びバーミューダ諸島並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島を除く）
 - (2) ヨーロッパ大陸（ソウイェト連邦を含み、トルコを除く）アイスランド、アイルランド、大ブリテン、マルタ及びサンブラ

ス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

- (3) オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（マリアナ諸島、マーシャル諸島及びカロリン諸島並びに西イリアン及びその周辺の島しょ並びにガラパゴス諸島及びイースター島を除く。）

⑨ 乙地方とは、指定都市及び甲地方以外の地域をいう。

別 表 3

日 当	宿 泊 料	
	甲 地	乙 地
1,100円	5,200円	4,700円

【資料13】

青年海外協力隊隊員の災害補償に関する基準

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この基準は、海外の地域に派遣する青年海外協力隊隊員およびシニア隊員（以下「隊員」という。）の派遣期間中の業務上の災害（負傷、疾病、身体傷害または死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「災害補償」という。）に関する諸般の事項を定めることを目的とする。

(補償基準額)

第2条 補償基準額（以下「基準額」という。）は次の式で算出した額を日額とする。

$$\text{専門家国内俸（5級）} \times \frac{110}{100} \times \frac{1}{30}$$

第2章 補 償

(補償の種類)

第3条 補償の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 療養補償
- (2) 休業補償
- (3) 障害補償

- (4) 遺族補償
 - (5) 葬祭補償
 - (6) 打切補償
- (療養補償)

第4条 隊員が業務上負傷または疾病にかかった場合には青年海外協力隊事務局（以下「事務局」という。）は療養補償として必要な療養の費用を負担する。

2 前項の療養の範囲は次に掲げるものであって療養上相当と認められるものとする。

- (1) 診 療
 - (2) 薬剤または治療材料の支給
 - (3) 処置、手術、その他の治療
 - (4) 医療機関への収容
 - (5) 看 護
 - (6) 移 送
- (休業補償)

第5条 隊員が業務上負傷または疾病にかかり、帰国後もなお療養のため生業に従事できず、収入がない場合には事務局は休業補償としてその収入がない期間につき基準額の100分の60に相当する金額を支給する。

(障害補償)

第6条 隊員が業務上負傷または疾病にかかり、なおったとき、国家公務員災害補償法別表に定める程度の身体障害がある場合には事務局は、障害補償として別表に定める障害補償一時金を支給する。

(遺族補償)

第7条 隊員が業務上死亡した場合には事務局は、遺族補償として、隊員

の遺族に対して次の各号に掲げる金額を支給する。

- (1) 基準額の1,000日分に相当する金額
- (2) 隊員の死亡の当時、遺族加算の対象となる遺族がある場合には配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）については基準額の200日分、その他の遺族については、一人につき100日分に相当する金額を加算した金額。

ただし、遺族加算の対象人数は4人を限度とする。

- 2 前項において遺族加算の対象となる遺族とは隊員の配偶者、子、父母、祖父母および兄弟姉妹であって、隊員の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたものとする。

ただし、配偶者以外の者にあつては、隊員の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当する場合に限るものとする。

- (1) 父母または祖父母については55歳以上であること。
- (2) 子については18歳未満であること。
- (3) 兄弟姉妹については18歳未満であること。
- (4) 前3号の要件に該当しない子、父母、祖父母または兄弟姉妹については人事院規則（16-0）に定める廃疾の状態にあること。

（葬祭補償）

- 第8条 隊員が業務上死亡した場合には事務局は、葬祭を行なう者に対して葬祭補償として基準額の60日分に相当する金額を支給する。

（打切補償）

- 第9条 第4条の規定により療養補償を受ける隊員が療養開始後3年を経過し、負傷または疾病が相当期間なお見込みがないと認められる場合には事務局は基準額の1,200日分に相当する金額の打切補償を行なうことがある。その場合はその後、この基準の規定による他の補償を行なわ

なくてもよい。

(補装具の支給)

第10条 隊員が業務上負傷または疾病にかかり、国家公務員災害補償法別表に定める程度の身体障害がある場合には事務局は隊員に義肢、義眼、補聴器等の補装具を支給する。

(補償の制限)

第11条 隊員が故意または重大な過失によって、業務上負傷し、または疾病にかかり、若しくは、その病状または障害の程度を著しく増進させた場合には事務局は、休業補償または障害補償の全部または一部を減額し、またはこれを行なわないことができる。

2 隊員の任国政府および隊員の所属機関等が災害補償を行なう場合には、その限度においてこの基準による補償を減額し、またはこれを行なわないことができる。

(準用)

第12条 青年海外協力隊訓練所に参加した日から赴任のため本邦を出発する日の前日までに発生した隊員、若しくは隊員候補生の業務上の災害についても原則としてこの基準を準用するものとする。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、災害補償の取扱いに関し、必要な事項については国家公務員災害補償法の定めるところによる。

同法に準拠すべき規定がない事項については労働基準法の例による。

第14条 この基準の実施のために必要な手続等については別に定める。

第15条 この基準に拠り難い場合には外務省と協議のうえ、別の取扱いによることができる。

別 表

身体障害の等級	障 害 補 償 一 時 金
1 級	基準額の 1,340日分に相当する金額
2 級	〃 1,190 〃
3 級	〃 1,050 〃
4 級	〃 920 〃
5 級	〃 790 〃
6 級	〃 670 〃
7 級	〃 560 〃
8 級	〃 450 〃
9 級	〃 350 〃
10 級	〃 270 〃
11 級	〃 200 〃
12 級	〃 140 〃
13 級	〃 90 〃
14 級	〃 50 〃

(注) 身体障害の等級は国家公務員災害補償法別表に定めるところによる。

【資料14】

青年海外協力隊隊員の共済給付に関する基準

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この基準は青年海外協力隊隊員（シニア隊員、隊員候補生、国連ボランティア、アソシエートエキスパート及びこれに準ずる者（以下「隊員等」という。）の業務によらない負傷、疾病、身体障害または死亡（以下「傷病等」という。）に関して適切な給付を行なうため、共済給付制度を設け、原則として隊員等の掛金およびこれに見合う青年海外協力隊事務局からの負担金により、隊員等の在任期間中の生活安定に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 隊員等の在任期間中における業務によらない傷病等に関して、この基準の定めるところにより給付を行う。

2 前項に定める在任期間とは、隊員等が事務局の指定する訓練に参加した時から在外任務を終えて本邦に帰着する時までの期間をいう。

(権利義務の得喪)

第3条 隊員等は原則として事務局の指定する訓練に参加する日から、在外任務を終えて本邦に帰着する日の属する月もしくは、在外任務終了の日から4週間後の日の属する月のうち、いずれか早い月まで、また死亡した場合にはその日の属する月まで、本基準に係る権利を有し義務を負う。

2 隊員又は隊員候補生の資格を喪失した場合には、本基準に係る権利を喪失し、義務を免れる。

(給付基準額)

第4条 給付額算定の基準となる給付基準額(以下「基準額」という。)は技術協力のため海外に派遣する専門家の国内俸5級より下記定式によって算出した金額とする。

$$\text{専門家国内俸(5級)} \times \frac{110}{100} \times \frac{1}{30}$$

第2章 給 付

(給付の種類)

第5条 給付の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 療 養 費
- (2) 傷病手当金
- (3) 障害一時金
- (4) 遺族一時金
- (5) 埋 葬 料

(療養費の給付)

第6条 隊員等が業務によらないで負傷し、また疾病にかかった場合には療養費の給付を行なう。

2 前項の療養費の給付の範囲は、次に掲げるものであって療養上相当と認められるものとする。

- (1) 診 療 費
- (2) 医療機関の処方箋による薬剤または治療材料の購入費(薬局におい

て購入するものを含む。)

- (3) 処置、手術その他の治療費
- (4) 医療機関への収容費
- (5) 看護費
- (6) 移送費(帰国旅費を除く。)

3 前項に規定する療養費の給付には歯科診療費(金、白金等の特殊高級材料を使用した場合はその材料費を除く。)を含む。ただし健康診断、疾病予防等の費用を除く。

(費用の負担)

第7条 療養費の給付は次によって行なう。隊員等の在任期間中療養に要した費用については、その支出した額に百分の80を乗じて得た額を給付する。ただし、療養に要した費用から百分の80を乗じて得た額を控除した額が、1件1ヵ月当り3,000円を超える場合には、その超える額を限度として療養費の給付を増額するものとする。

(継続療養費)

第8条 第3条により資格を喪失する際療養費の給付を受ける者はその疾病(その原因となった疾病または負傷を含む。)または負傷について資格喪失後6ヵ月間療養費の支給を受けることができるものとする。

(傷病手当金)

第9条 隊員等が業務によらないで負傷または疾病にかかり、帰国後も療養のため労務に服することができず、収入がない場合は、傷病手当金として一日につき基準額の百分の60に相当する金額を支給する。

2 病院または診療所に収容された者で扶養家族がない場合、前項の傷病手当金は一日につき基準額の百分の40に相当する金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は同一の疾病または負傷およびこれにより発し

た疾病についてはその支給を始めた日から起算し、6カ月をもって限度とする。

(障害一時金)

第10条 隊員等が業務によらないで、負傷または疾病にかかり、その傷病が治ったときにおいて、国家公務員災害補償法別表に定める程度の身体障害がある場合には別表に定める障害一時金を支給する。

(遺族一時金)

第11条 隊員等が業務によらないで、死亡した場合には、遺族一時金として、隊員等の遺族に対して、次の各号に掲げる金額を支給する。

- (1) 基準額の1,000日分に相当する金額
- (2) 隊員等の死亡の当時、遺族加算の対象となる遺族がある場合には配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）については、基準額の200日分、その他の遺族については1人につき100日分に相当する金額を加算した金額。

ただし、遺族加算の対象人員は4人を限度とする。

2 前項において遺族加算の対象となる遺族とは、隊員等の配偶者、子、父母、祖父母、および兄弟姉妹であって隊員等の死亡当時その収入によって生計を維持していた者とする。

ただし配偶者以外の者にあつては隊員等の死亡当時次の各号に掲げる要件に該当する場合に限るものとする。

- (1) 父母または祖父母については55歳以上であること。
- (2) 子については18歳未満であること。
- (3) 兄弟姉妹については18歳未満であること。
- (4) 前3号の要件に該当しない子、父母、祖父母または兄弟姉妹については、人事院規則（16－0）に定める廃疾の状態にあること。

(埋葬料)

第12条 隊員等が業務によらないで死亡したときは、埋葬を行うものに対し埋葬料として基準額の30日分に相当する金額を支給する。

(給付の制限)

第13条 隊員等が故意または重大な過失によって負傷し、または疾病にかかり、もしくはその病状または障害の程度を著しく増進させた場合には、傷病手当金、障害一時金または遺族一時金の一部を減額し、またはこれを支給しないことができる。

2 隊員等の任国政府および社会保険等により給付が行なわれるときは、その限度において、この基準による給付は行わない。

(準用)

第14条 隊員が一時帰国等により本邦に滞在している期間についてもこの規定を適用することができる。

第3章 掛 金

(隊員の掛金)

第15条 隊員の掛金は一月につき海外手当中の共同負担金より生命保険掛金を除いた額とする。

2 隊員等が月の中途において、資格を取得したときは前項の掛金額は資格取得の月についてはその月の総日数による日割計算とする。

3 青年海外協力隊事務局は隊員の掛金と同額の負担金を払い出すものとする。

(掛金の控除)

第16条 隊員の掛金は原則として、海外手当から控除する。

2 隊員候補生の期間については、国内積立金等から控除する。

第4章 雑 則

(他の法令の準用)

第17条 この基準に定めるもののほか、共済給付の取扱いについては、国家公務員共済組合法、または健康保険法、厚生年金保険法等の例による。

(実施細則)

第18条 この基準の実施のため必要な手続き等については別に定める。

(協 議)

第19条 この基準により難い場合には外務省と協議のうえ別の取扱いによることができる。

別 表

身体障害の等級	障 害 一 時 金
1 級	基準額の 1,340日分に相当する金額
2 〃	〃 1,190 〃
3 〃	〃 1,050 〃
4 〃	〃 920 〃
5 〃	〃 790 〃
6 〃	〃 670 〃
7 〃	〃 560 〃
8 〃	〃 450 〃
9 〃	〃 350 〃
10 〃	〃 270 〃
11 〃	〃 200 〃
12 〃	〃 140 〃
13 〃	〃 90 〃
14 〃	〃 50 〃

派遣業種（国別）実績（52.6.1 現在）

地域	職 種 部 門 国 名	農水	製	保操	土建	保福	事文	教訓	計
		林産	造	守作	木設	健社	務化	育練	
アジア	フィリピン	(5) 251	9	16	21	(4) 4	(3) 5	(12) 61	(24) 367
	カンボジア	7	—	—	—	—	—	(1) 9	(1) 16
	マレーシア	(2) 73	4	11	19	(6) 11	(3) 4	(35) 189	(46) 311
	インド	(1) 84	5	3	—	(13) 14	(1) 2	(16) 21	(31) 129
	ラオス	91	2	45	51	(2) 10	(1) 4	(19) 47	(22) 250
	ネパール	35	2	13	19	(37) 37	(2) 2	(39) 21	(39) 129
	バングラデシュ	24	—	5	1	—	—	17	47
オセアニア	トンガ	4 (1)	—	3	—	— (1)	—	—	7 (2)
	ニシサモア	7	—	6	9	1	—	4	27
中米	ホンジュラス	2	—	2	—	—	—	—	4
	エル・サルバドル	1	1	3	—	—	—	(14) 64	(14) 69
	コスタリカ	—	—	—	—	—	1	(3) 8	(3) 9
中近東	シリア	4	—	—	—	—	(1) 1	10	(1) 15
アフリカ	モロッコ	61	—	2	49	—	—	3	115
	エチオピア	12	3	21	12	(1) 14	(1) 8	(2) 9	(2) 79
	ケニア	43	(1) 4	80	24	—	(1) 1	(13) 49	(15) 201
	タンザニア	(5) 125	(1) 3	37	21	(9) 9	(27) 28	(7) 39	(49) 262
	チュニジア	2	2	5	—	(12) 13	(1) 1	(13) 7	(13) 30
	アラウイ	(1) 12	—	31	35	(24) 24	(1) 4	(6) 20	(32) 126
	ザンビア	12	—	51	1	—	—	16	80
合計		(15) 850	(2) 35	334	262	(109) 137	(42) 61	(126) 594	(294) 2273

() 内は女子隊員数

職種分類例 (昭和51年秋募集から適用する新分類表による)

農林水産部門

飼	芸	作	作	食	用	作	物	園	芸	作	物
工	壤	肥	物	き	の	土	こ	義	業	機	蚕
土	虫	作	料	農	業	飼	木	農	林	経	械
病	料	組	害	家	畜	ナ	有	養			鶏
飼	民		物	初	ヒ	加	別	獣			医
農	農	加	織	食	品	漁	工	獣			務
製	産		材	漁	具	農	法	森			殖
水	物		工	農	水	林	計	養			

製造部門

陶	磁	器	竹	工	芸	木	工
仕		上	板		金	鋳	造
鍛	維	造	溶	人	接	塗	装
化	学	品	射	子	服	印	刷
			小	型	船		

保守操作部門

鉱	密	機	業	工	作	機	械	冷	凍	機	器
精	気	械	器	自	家	電	機	電	気	工	事
電	ラ	ト	械	電	子	機	器	建	設	車	械
ブ	ン	車	輛	線	船	換	関	自	動	線	備
鉄	道	工	事	電	話	送	機	電	話	タ	路
室	内	通	信	線	信		送	テ	レ		ス
無	線			送							

土木建築部門

土	木	設	計	土	木	施	工	測		量
都	市	計	画	建		工	築	造		園
配			管							

保健福祉部門

医	生	検	査	師	歯	科	医	師	看	護	婦
術	業	療	法	士	床	学	療	師	診	射	師
作	療			母	理	査	法	士	薬	線	士
保	衆	衛		生	養			護	劑	技	
公	衆							榮	養		

事務文化部門

経
秘
映
音

済
書
画
楽

計一送術
マ
ラ
グ
ラ
マ
放
美

司
写
家

書
真
政

教育訓練部門

稲
土
漁
陶
工
鋳
塗
皮
精
電
建
石
家
日
武

環
具
作
革
密
氣
護
本

作
料
法
器
械
造
裝
品
器
築
婦
政
語
道

食
農
養
竹
仕
鍛
婦
印
白
電
配
養
音
理

用
業
工
人
動
子
救
科

物
械
殖
芸
上
造
服
刷
備
器
管
護
染
師

園
食
水
木
板
浴
紳
冷
電
船
函
写
美
体

芸
品
産
凍
氣
箱

物
工
工
工
金
接
服
器
事
関
学
真
術
育

